

福島第一原子力発電所事故発生当初の電子メールによるSPEEDI試算結果の取扱い状況の確認結果の概要

平成24年4月20日
福島県災害対策本部事務局

1 経緯

平成23年3月の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故発生当初の県災害対策本部において、財団法人原子力安全技術センター（以下「NUSTEC」という。）から電子メールにより受信したSPEEDI試算結果の取扱い状況について、5月19日の臨時県議会全員協議会における県の見解と5月23日に国が示した見解が異なること（※1）から、災害対策本部内に保管されていた資料、県庁の電子メールサーバーの記録等の精査や、関係職員からの聴き取り調査等、事実関係の整理を行った。

※1 SPEEDI試算結果の送信に係る国、県の見解の相違

県：国からファクシミリにより3月13日10時37分に送信されたのが最初。

国：電子メールにより3月11日に原子力センターへ、3月12日から県災害対策本部へ送信。

2 受信した電子メールの取扱い状況

（1）調査対象

平成23年5月時点で3月16日10時以降のSPEEDI試算結果は保存されていたことから、それ以前の電子メールによるSPEEDI試算結果の取扱い状況を調査対象とした。

（2）受信した電子メールの消失

- ① 調査期間における県災害対策本部におけるSPEEDI試算結果の受信開始は3月12日23時54分であり、3月16日9時45分までに86通のSPEEDI試算結果を受信。
- ② 当該期間に受信した86通のSPEEDI試算結果のうちUSBメモリ又は印刷物で保管されていたものは21通で、残りの65通については残存記録がなく消失。

3 受信した電子メールの消失原因の推定

電子メールで受信したSPEEDI試算結果86通のうち65通のデータを組織内で情報共有することなく消失させた原因及び背景として以下のことが推定される。

① 県災害対策本部におけるSPEEDI試算結果の取扱い規定の不備

SPEEDI試算結果は、本来、県災害対策本部が単独でこれらの情報を入手し、防護対策の検討に活用するものではないことから、受信した電子メールの取扱いについて明確に定められていなかった。

② 県災害対策本部における組織対応の不備

県災害対策本部事務局設置当初は、喫緊の対応に迫られる中、指揮命令系統が必ずしも明らかになっていなかったことから、本来、部下は国から入手した情報を共有し上司に報告するとともに、上司は部下にその取り扱いについて適切に指導・監督するべきであったにもかかわらず、組織としてそうした対応が徹底されていなかった。

③ 電子メール受信容量の制約

次々と送信される重要な情報を迅速に収集する必要があったこと、また、SPEEDI試算結果は、システムが復旧すればいつでも入手できるという認識があったことから、電子メールの受信容量を確保するため、過去の情報を削除した。

4 電子メールの受信開始時期等に係る確認の経緯について

① 県災害対策本部事務局職員Eは、NUSTECから原子力センターへ3月11日に、県災害対策本部事務局へ3月12日にそれぞれ送信が開始されたとの情報を4月19日に入手し、また、NUSTECから災害対策本部事務局へ3月12日から3月15日にかけて定期的に送信されているとの情報を5月6日に入手したが、保存されている記録が確認できなかったことから、受信の確証が得られなかった。

② このため、同職員Eは、5月19日の臨時県議会全員協議会までの間に、同事務局長（生活環境部長）及び同次長に対し、SPEEDI試算結果について、記録として保存されている最も早いものは、原子力安全・保安院からファクシミリで送付された3月13日10時37分に受信したものであるとの報告を行っていた。

③ 5月23日に当時の県の見解と異なる文部科学省見解が表明されたことから、同事務局長及び同次長は、事実関係の調査を行うこととし、5月26日までには改めてNUSTECからの電子メールの受信状況を確認し、電子メールサーバーに受信記録が残っていることを認識していたが、業務多忙等により電子メールの取扱い状況の詳細調査に着手していなかった。

5 県の対応の問題点

（1）県災害対策本部事務局におけるSPEEDI試算結果の情報共有不足

同職員C及びDは、NUSTECから送信されたSPEEDI試算結果の取扱いについて明確に定められていなかったこと等からその一部を削除するに至った。同職員Eが、部下の職員C及びD等が添付ファイルの閲覧保存や削除をしていた情報を知り得る立場にありながら、職員間の情報共有や上司である同事務局長や同次長への報告を怠った。また、同事務局長及び次長もSPEEDI試算結果の取扱いについて適切な指示を行っていなかった。

このため、5月19日の臨時県議会全員協議会の答弁において、生活環境部長は、電子メールの取扱い状況を精査することなく、確認できた記録のみに基づき見解を表明した。

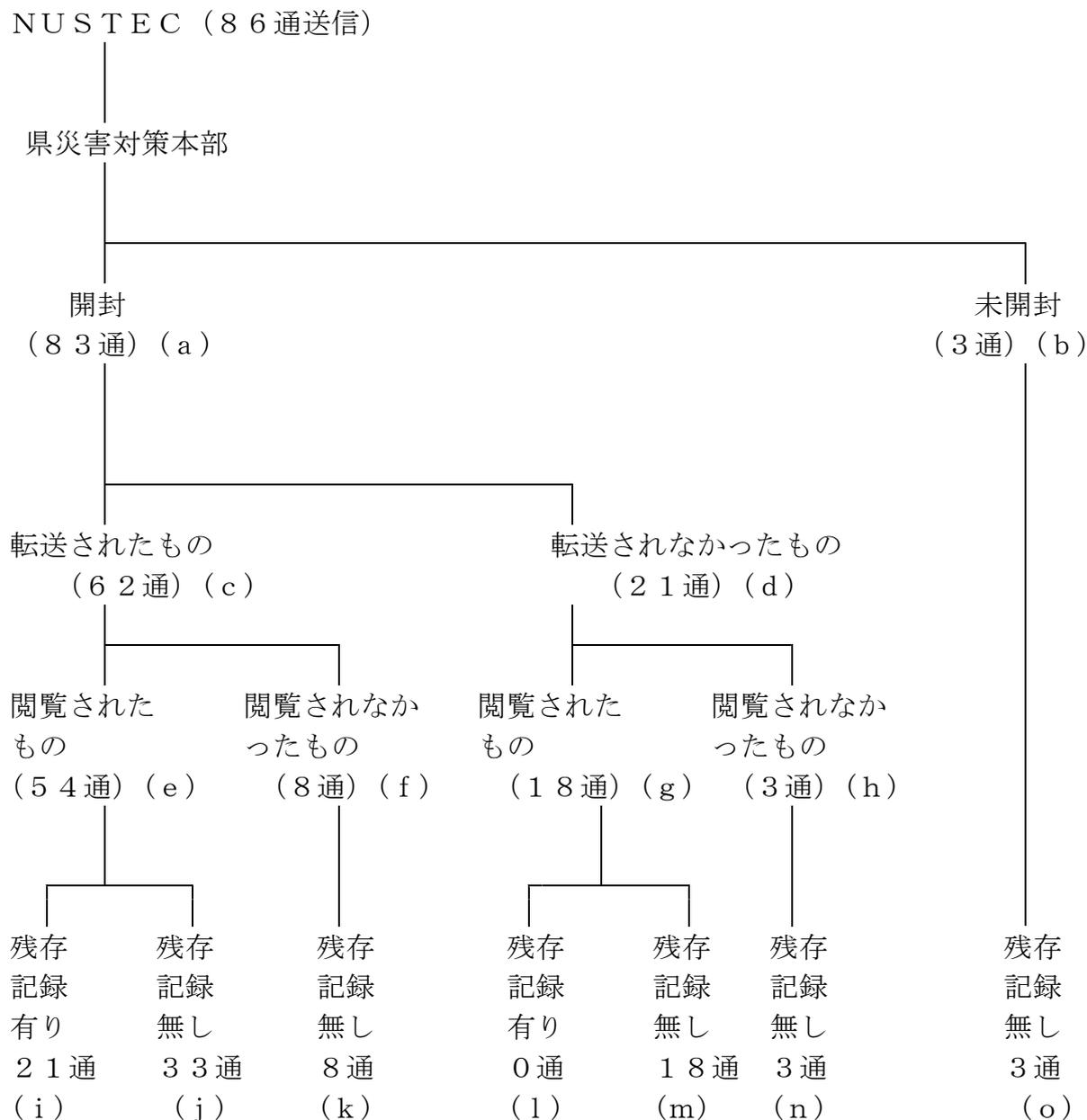
（2）県災害対策本部事務局における県と国の見解相違に係る詳細調査の懈怠

同職員C、D及びEを管理監督する立場にある同事務局長及び同次長は、5月23日以降に県と国の見解に相違があることを認識していたにもかかわらず、長期間にわたり、電子メールの取扱い状況の詳細調査を怠った。

このため、県民の疑念を増幅させることとなった。

(別紙)

NUSTECから送信された電子メールの取扱い状況



県災害対策本部で、3月12日23時54分から3月16日9時45分までにNUSTECから受信した電子メール数	86通
残存記録有り (i)	21通
残存記録無し (j + k + m + n + o)	65通